

令和3年9月10日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長
(三重県情報通信部長)

警 察 本 部 長

三重県警察災害警備計画の制定について（通達）

この度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」（昭和38年6月国家公安委員会・警察庁決定）、三重県地域防災計画等の規定に基づき、三重県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における警察活動の基本的事項として、別添のとおり「三重県警察災害警備計画」を定め、令和3年9月10日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「三重県警察防災警備計画の策定について（例規通達）」（平成20年3月18日付け（備二）第24号（関係各課合同））は廃止する。

別添

三重県警察災害警備計画

令和3年9月

三重県警察本部

目 次

第1	総則	
1	目的	1
2	基本方針	1
3	用語の定義	1
第2	警備体制等	
1	災害警備本部の整備	2
2	部隊の編成	3
3	感染症対策	3
4	災害警備用装備資機材の整備	3
5	災害警備用物資等の備蓄	4
6	業務継続性の確保	4
7	教養訓練	4
第3	平素の措置	
1	実態把握及び基礎資料の整備	5
2	情報収集・連絡体制の整備	5
3	警察施設の防災対策	6
4	情報通信の確保	6
5	交通対策	7
6	避難誘導等の措置	9
7	被留置者対策	10
8	住民等への情報伝達・周知徹底	10
9	関係機関との連携	10
10	住民等の防災活動の促進	10
11	ボランティア関係組織・団体との連携	11
第4	災害発生時等の措置	
1	警備体制	11

2	住民等への情報伝達と事前避難の呼び掛け	12
3	情報の収集・報告	12
4	避難誘導	13
5	救出救助	13
6	身元確認等	13
7	二次災害の防止	14
8	社会秩序の維持	14
9	交通対策	14
10	被災者等への情報伝達活動	16
11	報道対応	17
12	警察情報システム等に関する措置	17
13	関係機関との相互連携	17
14	自発的支援との連携	17
15	大量拾得物の処理	18
第5	災害復旧・復興	
1	警察施設の復旧	18
2	暴力的排除活動の徹底	18
3	交通規制等の実施	18

第1 総則

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」（昭和38年6月国家公安委員会・警察庁決定）、三重県地域防災計画等の規定に基づき、三重県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における警察活動（以下「災害警備活動」という。）の基本的事項を定め、もって災害警備に関する業務を推進することを目的とする。

2 基本方針

平素から関係機関と連携を図り、総合的な防災対策を推進するほか、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に災害警備体制を確立し、各部門が一体となった情報収集に努め、県民の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動を行う。

3 用語の定義

(1) 災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいう。

(2) 大規模災害

災害により重大な人的・物的被害が生じるものをいう。

(3) 大規模地震

地震により重大な人的・物的被害が生じるものをいう。

(4) 災害警備本部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察本部及び警察署に設置する警備本部をいう。

(5) 南海トラフ地震臨時情報

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）をいう。

南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	観測された異常な現象(※)が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合

想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
--

※ 南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合

(6) 津波警報等

気象庁が発表する伊勢・三河湾又は三重県南部の大津波警報（予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合）及び津波警報（予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合）をいう。

(7) 特別警報

気象庁が発表する本県に係る大雨、暴風、暴風雪、大雪及び高潮の各特別警報をいう。

(8) 気象警報

気象庁が発表する本県に係る大雨、暴風、洪水、大雪、高潮及び津波の各警報をいう。

(9) 避難行動要支援者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

(10) 生の声情報

職員の五感に基づく被害規模に関する情報（体感及び室内や周辺の見たまの状況）をいう。

(11) タイムライン

災害の発生を前提に、関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ、誰が、何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。

第2 警備体制等

1 災害警備本部の整備

(1) 体制の整備

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、災害警備本部の設置等必要な体制を整備する。

(2) 招集・参集体制の整備

職員の招集・参集基準及び招集・参集対象者の明確化、連絡手段の確保、自所属に招集・参集できない場合の集結場所、活動要領、招集・参集途上での情報収集等、職員の招集・参集体制について整備する。

2 部隊の編成

(1) 警備部隊

警察本部及び警察署は、災害警備本部を設置したとき、あらかじめ定めるところにより、警備部隊を編成し、必要な災害警備活動を実施する。

(2) 三重県警察災害派遣隊の設置

警察本部は、他の都道府県で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該都道府県への部隊の派遣に備え、三重県警察災害派遣隊を設置するものとする。特に即応部隊は、平素から隊員の安全確保を図りつつ、効率的な救出救助活動等の災害警備活動を行うため、災害現場に即した救出救助技能、自活能力等の向上に向けた教養訓練を徹底する。また、自県における災害に関しては、他の都道府県警察から円滑な支援を受けることができるよう、必要な体制を整備する。

3 感染症対策

(1) 災害警備本部

ア 感染症対策を想定した警備体制を構築する。

イ 間仕切りの活用、間隔を開けた座席の配置、こまめな換気等、飛沫感染防止に配慮した環境を整備する。

(2) 部隊

ア 部隊活動の場所や時間を検討し、各部隊間の接触を可能な限り回避する。

イ 宿营地及び休憩場所は、可能な限り広い場所を確保し、部隊員間の間隔を広く保つほか、手指消毒等を徹底する。

ウ 活動内容に応じた感染防護資機材を使用するとともに、熱中症等にも配慮して現場環境に応じた資機材を使用する。

4 災害警備用装備資機材の整備

警察本部は、次の災害警備用装備資機材（以下「装備資機材」という。）の整備に努めるとともに、警察本部及び警察署は、整備された装備資機材の保守管理及び点検を行うものとする。

(1) 交番及び駐在所に整備すべき装備資機材

ア 救助用資機材（スコップ、つるはし、のこぎり等）

イ 照明用資機材（強力ライト等）

- ウ 交通規制用資機材（可搬式標識、標示板等）
- エ 広報用資機材（拡声器等）
- (2) 警察署に整備すべき装備資機材
 - ア 前記(1)に掲げる装備資機材
 - イ 救助用資機材（チェーンソー、エンジンカッター等）
 - ウ 照明用資機材（投光器等）
 - エ 非常用電源設備（発動発電機等）
 - オ 捜索用資機材（胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等）
 - カ 交通規制用資機材（信号機電源付加装置（可搬式発動発電機）、緊急通行車両確認標章等）
- (3) 警察本部に整備すべき装備資機材
 - ア 前記(1)及び(2)に掲げる装備資機材
 - イ 災害警備活動用車両（レスキュー車、投光車、交通規制用バン型車等）
 - ウ 救助用機材（生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ等）
 - エ 後方支援用資機材（エアータント、可搬式ろ過器等）
 - オ 自活用資機材（寝袋、簡易トイレ等）

5 災害警備用物資等の備蓄

警察本部は、食料、飲料水その他の災害警備用物資及び感染防護資機材について、必要な備蓄に努め、適切に管理するものとする。また、災害警備活動に従事する警察車両の給油が円滑に行われるように平素から県内の給油業者等との協力関係を構築するものとする。

6 業務継続性の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策や優先度の高い業務の継続のため、業務継続計画の策定及び計画の評価・検証を踏まえた修正等により、業務継続性の確保に努めるものとする。

7 教養訓練

災害についての知識、装備資機材の保守管理及び操作要領、具体的活動要領等について、職員に周知徹底を図るとともに、次の教養訓練項目について、計画的に反復した教養訓練を行い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、全職員が自らの判断で行動できるようにする。また、災害発生時に、交通の途絶、職員又は職員家族の被災等により、職員の動員が困難な場合等を想定し、限られた要員で、災害警備活動が実施できるよう訓練に努める。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に早期に警備体制を確

立することができるよう機動隊員等の高度な災害対処能力の育成に努める。

(1) 教養項目

- ア 災害及び災害警備の知識
- イ 災害関係法令並びに警察及び関係機関の責務
- ウ 管轄区域内の被害予測
- エ 災害警備計画及び初動措置要領
- オ 装備資機材及び通信資機材の知識
- カ 災害情報の報告要領

(2) 訓練項目

- ア 職員の招集及び部隊の編成
- イ 災害情報の収集・連絡・伝達
- ウ 装備資機材の取扱い及び操作要領
- エ 災害警備本部の設置
- オ 災害時の交通規制、放置車両及び道路上の障害物除去
- カ 住民等の避難誘導
- キ 被災者の救出救助
- ク 被留置者の避難等

第3 平素の措置

1 実態把握及び基礎資料の整備

管内の津波浸水想定区域、災害危険箇所等の実態把握に努め、津波避難誘導計画、地区災害警備計画等を策定・見直す等、災害の発生時に必要な基礎資料を整備するものとする。

2 情報収集・連絡体制の整備

(1) 一元的情報集約体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報収集活動に当たり、災害警備本部に情報が一元的に集約される体制の確立を図る。

なお、執務時間外に災害が発生したときは、警察本部の災害警備本部（以下「警察本部災害警備本部」という。）の設置に時間を要することが想定されるので、この場合には、警察本部災害警備本部に代わり、通信指令課が指示及び情報集約の一元管理を行い、警察本部災害警備本部の設置後、その業務を速やかに引継ぐ。

(2) 画像情報収集

ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ、高度警察情報通信基盤システム等の画像情報を収集するシステムの積極的な活用を図る。

(3) 警察航空隊の事前準備

警察用航空機が的確に運用できるように警察航空隊における体制を確保するとともに、運用マニュアル等を作成し、災害時の応急対策に備える。

(4) 自治体との連絡体制の確立

県・市町の防災担当課と円滑な連絡体制が確保できるよう、緊密な協力関係を確立する。

(5) ライフライン事業者との協力関係の構築

電気、通信、ガス、水道等ライフライン事業者が保有する災害警備活動に資する情報の提供を得るため、当該事業者との協力関係を構築する。

(6) 住民等からの情報提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に住民から広く災害発生情報等が提供されるよう広報等の取組を進める。

3 警察施設の防災対策

警察施設の耐震性等の確保を図るとともに、次の措置を執るものとする。

(1) 施設内事務機器等の耐震性向上を図り、各種機能を維持するための点検を実施する。

(2) 津波等により浸水するおそれのある警察施設、警察車両の駐車場所等を把握し、非常用電源の設置場所、物資の備蓄方法、警察車両の退避場所等を整備する。

(3) 警察本部及び警察署の中核施設が損壊した場合、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性等を有し、津波等の浸水及び液状化の起こりにくい地域に所在する施設を選定し、代替施設の整備を図る。

(4) 非常用発動発電機等の電源確保に努め、定期的な点検を実施する。

4 情報通信の確保

(1) 通信の確保

災害発生時の通信確保のため、中部管区警察局三重県情報通信部（以下「情報通信部」という。）と緊密な連携を図り、協力して次の事項を推進する。

ア 警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握及び無線中継所の機能維持方策の検討

イ 機動警察通信隊との実戦的対応訓練の実施等による事案対処能力の向上

ウ 災害発生時における衛星携帯電話等、警察通信施設以外の通信手段の検討

- エ 警察施設の新築、改築時における通信機器等の設置スペースの確保並びに
 応急用通信機器等の設置方策及び搬送手段の確保
- オ 耐震構造及び免震構造の導入等による警察通信施設の耐震性の向上
- カ 警察通信施設及び非常用電源設備の定期点検の徹底
- キ 災害発生時の電力復旧及び燃料の安定供給に資する関係事業者との連携
- ク 長期停電等の際、警察通信施設の機能維持のために必要な事項の検討
- ケ 情報通信システムの障害への具体的対応要領の作成及び訓練の実施

(2) 情報システムの機能の確保

警察本部は、災害発生後、速やかに情報システムの機能の維持及び回復を図るため、次の事項の推進に努める。

ア システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上

イ 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

5 交通対策

(1) 災害発生時等における交通規制計画

警察本部は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための計画を策定する。

(2) 交通管制体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域的な交通管制体制の整備を図るとともに、道路交通機能の確保のため、信号機電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で、警備業者が行う交通誘導の実施等の応急対策業務に関して協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の協議を行い、協定等を締結するよう努める。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続等

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において三重県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。また、公的機関に対する事前届出制度の周知及び民間事業者等との輸送協定締結を促進する。加えて、緊急通行車両の確認事務を適切に行うため、職員への定期的な教養及び標章・証明書の備蓄を推進する。

(4) 運転者の執るべき措置の周知徹底

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に運転者が執るべき措置について、あらゆる機会を通じて、運転者に次の事項を周知徹底する。

ア 緊急地震速報が発表されたとき

緊急地震速報は、気象庁が、予想される地震動の大きさがおおむね震度5弱以上である場合に、震度4以上を予想した区域を、その揺れが来る前に発表するものである。

車両を運転中に緊急地震速報が発表されたことを知ったときは、運転者は、周囲の状況に応じて、慌てることなく、非常点滅表示等をつけるなどして周囲の車両に注意を促した後、急ブレーキを避け、緩やかに速度を落とすこと。

イ 大規模地震が発生したとき及び南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

(7) 車両を運転中のとき

- a 急ハンドル及び急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- b 停止後は、カーラジオやSNS等により地震情報や交通情報を収集し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- d 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままにするか、又は運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施に妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(4) 車両を運転中以外のとき

- a 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
- b 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意しながら運転すること。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき

通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、一般車両が同区域等内にある場合は次の措置を執ること。

(7) 速やかに、車両を次の場所へ移動させること。

- a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われて

いる道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って移動するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

6 避難誘導等の措置

(1) 避難場所等の周知徹底

ア 避難場所の選定及び避難路の複数指定

県・市町と連携して災害危険箇所、津波浸水想定等に応じた避難場所の選定及び個々の避難場所に至る避難路の複数指定に努める。

イ 平素の警察活動を通じて、住民等に対して災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難場所、避難経路、避難時の留意事項等について周知徹底を図る。

ウ 津波発生時の避難は、徒歩を原則とするが、自動車での避難せざるを得ない場合の留意点について周知徹底を図る。

(2) 避難行動要支援者への対応

災害時の適切な避難誘導を行うため、自治体等と緊密に連携しながら、避難行動要支援者の把握に努める。また、市町から避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（避難行動要支援者について避難支援等を実施するために避難行動要支援者ごとに作成される計画）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿等情報」という。）の提供を受けた場合は、活用範囲を災害対策に限定し、名簿等情報の漏えい防止等必要な措置を講ずる。

(3) 管理者対策

大型商業施設等の多人数が集合する場所の管理者等に対し非常時の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等について、事前準備を行うように促す。

(4) 帰宅困難者対策

災害発生時における、公共交通機関の運行停止に伴う多数の帰宅困難者の発

生を想定した対策について、平素から県・市町、事業者等と連携して、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平素から積極的に広報するとともに、一時退避場所等の実態把握及び帰宅困難者の誘導方法について検討する。

(5) 津波避難誘導計画の策定

津波警報等発表時において、警察官の安全を確保しながら、迅速かつ的確に避難誘導を実施するため、津波到達予測時間、配置場所等を考慮し具体的な計画を策定する。また、沿岸部における避難誘導訓練を実施することにより、活動における問題点を抽出・検証し、必要に応じて計画を見直す。

7 被留置者対策

被留置者の避難や移送を的確に行うため、非常計画の見直し及び訓練を実施する。また、被留置者の処遇を確保するため、検察庁等と必要な連携を図る。

8 住民等への情報伝達・周知徹底

- (1) 津波警報等、南海トラフ地震臨時情報、避難指示、特別警報、災害発生後の被災状況等について、伝達手段を整理し、伝達体制の充実を図る。
- (2) 住民等からの問合せに対応する体制を整備する。
- (3) 自主防犯組織等を通じた地域安全情報等の伝達体制の整備を図る。
- (4) 河川管理者等が、洪水及び高潮による被害の未然防止のために行う、ダム、堰、水門等の操作に際し、必要があるときは、交番、駐在所等の勤務員を活用し、住民等に対して、必要な事項の周知及び警戒活動を行う。

9 関係機関との連携

県・市町、関係機関、事業者等と協定を締結するなど相互の協力体制を確保し、災害時における措置が適切に行われるよう緊密な連携を図るものとする。また、台風等の接近に伴う被害が予想される場合は、県・市町が策定するタイムラインに協力及び連携した活動並びに情報共有を図るとともに、警備体制の確立、装備資機材の準備、警察施設の防災対策、警察車両の事前退避及び通信の確保に努める。

10 住民等の防災活動の促進

(1) 防災訓練への参画

県・市町等が主催する防災訓練に積極的に参画し、県・市町、住民等との一体的な災害警備活動の推進に努める。

(2) 各種講習会等を通じた防災知識の普及

各種講習会、研修会等のあらゆる機会を通じて、住民等に対し被害想定等を

示しながら防災意識を醸成させるとともに、避難指示や南海トラフ地震臨時情報等の用語の意義と避難基準、家庭での安全対策、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に執るべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及を図り、住民の理解と協力を得る。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の家族内での連絡体制の確保を促す。

(3) 避難行動要支援者等に対する配慮

防災訓練の実施、防災知識の普及等に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるように努める。

(4) 企業の防災意識高揚に向けた取組

企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域防災訓練への積極的な参加を呼び掛け、防災に関するアドバイス等を行う。

11 ボランティア関係組織・団体との連携

被災地における救出救助等の諸活動を行うボランティア関係組織・団体と連携した活動を推進するとともに、必要な支援及び調整を図るものとする。

第4 災害発生時等の措置

1 警備体制

(1) 警備体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、職員を招集・参集させ、警備体制を確立する。

(2) 応援要請等

ア 警察署の災害警備本部（以下「警察署災害警備本部」という。）は、被害の状況及び程度により必要と認める場合は、部隊等の応援要請を行うものとし、応援要請を受けた警察本部災害警備本部は、必要な部隊等を派遣する。警察本部災害警備本部は、早期に部隊を派遣する必要があると判断した場合は、応援要請を待つことなく、必要な部隊を派遣する。

イ 警察本部災害警備本部は、被害の規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊（即応部隊）の派遣を求めるとともに、長期にわたる災害対応が必要な場合は、警察災害派遣隊（一般部隊）の派遣を求める。

(3) 部隊派遣

警察本部災害警備本部は、被害状況に基づき、災害対処能力が高い機動隊等を迅速に被災地を管轄する警察署等に派遣する。なお、災害発生から72時間は、

救出救助活動において、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員等を重点的に配置する。

2 住民等への情報伝達と事前避難の呼び掛け

(1) 情報伝達

大津波警報、南海トラフ地震臨時情報、避難指示、特別警報、気象警報等が発表された場合は、被害が予測される地域の住民に対し発表内容を迅速かつ正確に伝達する。特に避難行動要支援者に配慮した伝達に努める。

(2) 事前避難の呼び掛け

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、三重県地域防災計画及び各市町の地域防災計画に基づき、県・市町と連携し、必要に応じて事前避難対象地域内及び津波浸水想定区域内の住民等に事前避難等と呼び掛ける。

3 情報の収集・報告

(1) 被害状況の把握

災害警備本部は、次の手段等により、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握・集約する。

ア 被災者の安全確保等に資するため、交番、駐在所等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たらせる。

イ 情報通信部と連携し、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ、高度警察情報通信基盤システム等による画像情報の収集を行う。

ウ 県・市町の災害対策本部へ連絡員を派遣し、積極的な災害関連情報の収集と適時の報告を行わせる。

(2) 報告

ア 警察署は、把握・集約した生の声情報、被害情報、警備体制及び警察措置について警察本部災害警備本部が設置されている場合は警察本部災害警備本部、警察本部災害警備本部が設置されていない場合は通信指令課及び警察本部宿日直に報告する。

イ 警察本部災害警備本部又は警察本部宿日直は、警察署から報告される生の声情報、被害情報を集約し、警察庁及び中部管区警察局に報告する。通信指令課及び警察本部宿日直は、警察署からの報告内容、指示した警察措置及び警察庁等への報告内容を警察本部災害警備本部が設置された段階で確実に引き継ぐ。

ウ 警察本部災害警備本部は、情報通信部と連携し、ヘリコプターテレビシステム等による画像情報を警察庁及び中部管区警察局に送信する。

4 避難誘導

次の事項に留意し、住民等の避難誘導を行う。

- (1) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定する。
- (2) 津波発生時の避難誘導は、津波到達予想時間も考慮し、職員が住民の避難行動を先導するなど、安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- (3) 避難行動要支援者の誘導に当たっては、その状況に応じた避難方法を選択するなど、十分に配慮する。また、市町から名簿等情報の提供を受けた場合は、効果的な活用を図る。
- (4) 警察署に一時的に受け入れた避難住民は、避難所の受け入れ体制が整った段階で、当該施設に安全に誘導する。
- (5) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、検察庁との連携の下、的確に実施する。
- (6) 立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避を考慮する。
- (7) 災害警備本部は、大規模災害発生時、速やかに石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、当該施設等の管理者等に対し事故発生の有無について確認するとともに、二次災害が発生する可能性等があるときは、関係機関と連携して施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導等、迅速・的確な措置を執る。

5 救出救助

- (1) 警察署災害警備本部は、救出救助部隊を速やかに編成して被災状況や派遣部隊等を踏まえながら担当区域を決定し、救出救助活動に当たらせる。救出救助に当たっては、各種装備資機材を効果的に活用させる。
- (2) 災害警備本部は、必要に応じて、消防等関係機関と合同調整所を設置し、警察庁から警察庁災害対応指揮支援チーム（D-SUT）が派遣された場合にはその支援を受けつつ、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、それぞれの部隊間の情報共有及び活動区域や任務の調整等を行うとともに、必要に応じて部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する各部隊と密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

6 身元確認等

県・市町と協力し、検視・死体の調査場所等を確保する。また、遺体の身元確

認に当たっては、確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体の調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害の危険場所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

危険性が高いと判断された箇所については、適切な警戒措置を講ずるとともに、必要に応じて、警察官による交通規制を実施するなど、二次災害の防止に努める。また、把握した二次災害危険場所等については、市町災害対策本部等に提供する。

8 社会秩序の維持

被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性、子供等に対する性暴力・DVやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯及び暴力団による民事介入暴力の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地外においても、災害に便乗した各種犯罪、インターネット、SNS等によるデマ情報の拡散等に関する情報収集及び取締り、被害防止対策等を講じるとともに、県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

なお、実施に当たっては、地域の自主防犯組織等と情報交換を行うなど、連携を保つとともに、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努める。

9 交通対策

災害発生直後、人命救助、災害の拡大防止等のため、緊急交通路の確保及び必要な交通規制を実施する。

(1) 緊急交通路の確保

ア 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等を活用して通行可能な道路や交通状況を把握する。

イ 交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確

保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を抑制するため、必要があるときは、被災地域周辺に隣接する府県警察と共に、広域的な交通規制を実施する。

さらに、被災地の状況等に応じて応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、緊急度、重要度等に考慮した交通規制の見直しを行う。

ウ 輸送対象の想定

緊急通行車両により、輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じておおむね次のとおりとする。

(ア) 発災時からおおむね3日目

- a 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員
- d 情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員及び物資
- e 医療機関へ搬送する負傷者等
- f 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(イ) おおむね3日目から7日目

- a 上記(ア)の継続
- b 食料、水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地外への搬送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ロ) おおむね7日目以降

- a 上記(イ)の継続
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品

エ その他緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通管制施設等の活用

効果的な交通規制を確保するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設等を有効活用するとともに、同施設の機能回復及び維持に努める。

(イ) 放置車両の撤去等

緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等を行う。

(7) 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(エ) 障害物の除去

緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を執る。

(オ) 道路管理者等への要請

緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両等の移動等について要請する。

(2) その他交通規制

道路の通行止め等の規制の必要が認められる場合において、道路管理者による規制が実施されていないときは、時期を失することなく、道路交通法に基づく通行止め等の交通規制を実施するほか、迂回誘導対策、信号機滅灯対策等を実施する。

(3) 住民等への周知徹底

交通規制が実施された場合、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、県民、運転者等への周知徹底を図る。

(4) 関係機関等との連携

交通規制に関し道路管理者、県・市町と緊密な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等との支援協定等に基づき、交通誘導の実施等の協力を要請する。

10 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動

被災者等のニーズを十分把握し、交番、駐在所等の勤務員を活用するなどして災害関連情報、避難の措置に関する情報及び交通規制等警察措置に関する情報の適切な伝達に努める。

なお、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、国民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するほか、避難行動要支援者等に応じた伝達を行う。

(2) 相談活動の実施

災害発生時において、被災者の肉親等からの相談に応じるため、行方不明者

相談ダイヤル等の相談窓口の設置に努めるとともに、行方不明者に係る相談について、市町との情報共有を図る。

また、避難所等に避難している被災者に対しては、警察官の立寄り等による相談活動を推進するなど、避難所等における被災者の不安を和らげるための活動を行う。

(3) 多様な手段による広報活動

地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の住民の生活に必要な情報の収集に努める。また、把握した情報や各種犯罪への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ミニ広報紙、インターネット、自主防犯組織等を活用するなどして、幅広い広報に努める。

11 報道対応

災害警備本部における報道対応窓口を一本化し、統一された報道対応を行う。また、報道発表等に当たっては、警察庁及び県・市町と密接に連携しながら、発表内容について調整を図る。

12 警察情報システム等に関する措置

警察情報システム等の機能を確保するため、次の措置を執る。

(1) 警察情報システム等の機能維持及び回復

災害発生後、速やかに警察情報システム等の機能の点検・確認を行うとともに、障害が生じた警察情報システム等の機能回復措置を講じる。

(2) 災害警備活動に必要な情報の共有

災害警備活動に必要な情報を共有するため、既存のデータベースを活用するなどの措置を執る。

13 関係機関との相互連携

県・市町及び国の出先機関、ライフライン、鉄道等の関係機関との間において、緊密な連携の確保に努める。

14 自発的支援との連携

(1) ボランティア等との連携・支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体と連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等に資する活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(2) 海外からの支援の受入れ

警察本部は、警察庁から海外支援受入れの連絡を受けた場合、当該支援活動

が円滑に行われるよう、警察庁、中部管区警察局、県・市町等と連携を図りながら、必要な支援を行う。

15 大量拾得物の処理

津波災害等では、被災地域が広範囲にわたることから、大量の拾得物を取り扱うことが想定されるため、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努める。

第5 災害復旧・復興

1 警察施設の復旧

警察機能の維持に重要な警察施設の復旧に鑑み、可能な限り迅速かつ的確な措置を講じる。

2 暴力団排除活動の徹底

復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りに努める。また、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な情報提供を行い、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底を図る。

3 交通規制等の実施

円滑な災害復旧・復興を実施するため、交通状況、道路状況、輸送需要等を勘案して適切な交通規制及び広報を行うとともに、信号機等交通安全施設の応急復旧に努める。